

携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会
(第12回) 議事要旨

1 日 時 平成20年4月22日(火) 17:00~19:00

2 場 所 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

秋池 玲子、伊東 晋、生越 由美、金山 智子、北 俊一、黒川 和美
鈴木 博、根岸 哲(座長)、山本 隆司、吉田 望

(2) 総務省

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長、長塩放送政策課企画官

4 議題

(1) 論点整理(案)について

(2) その他

5 議事要旨

(1) 論点整理(案)について

① 事務局から、資料1に基づき、第1章から第6章(第5章「参入関係」を除く。)までに関して説明があった後、質疑応答が行われた。

【構成員】 資料1の32ページの「(4) 端末の普及の施策」に関して、基本的には、同一の技術方式のほうが端末の普及に資すると思いますが、無料の広告放送と有料放送では若干需要が違うところがあります。広告放送の方は、同一規格であることが事業者全員にとって得であるため、自主的な規格統一化がスムーズに進みます。他方、有料放送については、顧客を囲い込むために非常に大きな設備投資を行うため、各事業者の合意がないと難しいという点があります。今回、もし統一規格にしようとするならば、事業者同士の自主的な選択によることが必要ではないかと思えます。

【構成員】 マルチメディア放送を「放送」とであるという視点から見た場合、公共的な役割を果たすという点が重要だと思います。これまでの議論は現行のビジネスモデルを前提に考えていますが、マルチメディア放送が本当に災害放送やライフラインとして利用価値があるものになるのならば、想定以上のインパクトが将

来的には出てくるのではないかと思います。それを考慮すると、「あまねく受信」というのは、(90%)のカバー率の実現だけではなく、誰もが利益を享受できるということも視点として入ってくると思います。それが、最終的には技術の選択にも関わってくると思います。

【構成員】 「あまねく受信」である場合、消費者が端末を使いこなせるための配慮が必要だと思います。特にマルチメディア放送の開始当初は何らかの手立てを講じることが必要だと思います。

また、放送であれば広告に関する規律がありますが、通信の場合は、誰でも自由にデータをアップロードでき、その内容を保証するような仕組みがありません。消費者にとっては、その内容が適切かどうか分からない状態になっていますので、放送と通信という大きな枠組みでも検討されることだと思いますが、消費者に不利益とならないようにすることが重要だと思います。

【構成員】 参入を想定している携帯事業者各社は、ヒアリングの際、自社の携帯ユーザーの中でも一部の割合での利用を想定した計画をお持ちだったと記憶しております。もちろん「あまねく受信」ということは重要ですが、彼らの事業計画を前提に議論していますので、その割合が多少上がることはあっても、基本的に有料放送をさせるということであれば、「あまねく受信」ということには必ずしもならないという現実があります。

【構成員】 新しい使い方についてもう少しビジョンを持って考えることも必要かと思えます。無料放送で非常に重要な情報が送られるようになると、例えば、今は主な利用者として想定されていない高齢者の方もユーザーとして対象に入ってくるかもしれません。実際に参入を想定している通信系事業者が言っているとおり限定して考える必要はないと思います。

【構成員】 資料1の32ページの「(4) 端末の普及の施策」につきまして、これまでの議論の中では、「V-HIGHの全国向け放送の事業者の選定に当たっては、V-LOWの放送への対応を検討してもらおうこととしてはどうか」という趣旨の話がありましたが、ここでは主体が逆になっております。その理由を説明して頂けますか。

【事務局】 確かに、ご指摘のような議論がございましたが、これについては、端末の普及をお願いする先と、お願いする内容の整合性が取れていないのではないかとご指摘もありました。それを踏まえて、地方ブロック向け放送の事業者の方に、地方ブロック向け放送の普及をしっかりと取り組んで頂くという趣旨でこのように改めたものです。

- ② 事務局から、資料1に基づき、第5章「参入関係」及び第7章に関して説明があった後、質疑応答が行われた。

【構成員】 誰でも利用できることや、端末の使いやすさへの配慮が重要だというご発言がございました。それらは、放送サービスとして、受信端末がどれだけ普及するのかに大きく影響を及ぼすと思いますので、端末の普及あるいはそれによって視聴者利益の保護に資するという観点から考えることが必要だと思います。

そうしますと、V-L O W内、V-H I G H内だけの統一はもちろんのこと、V-L O W・V-H I G Hを通して1つの放送方式が採用されるのであれば、単一の受信機ですべてのサービスが視聴可能になり、低廉な端末の普及も期待できて、多くの視聴者の利便性向上につながると思います。実際にメーカーの方にヒアリングをしたときにも指摘があったことですが、複数の放送方式を採用した場合、単一の受信機ですべてのサービスが視聴可能になる状況を作ろうとすると、明らかに端末コストのアップにつながりますし、端末開発に要する時間が長くなり、テストも複雑になります。

したがって、放送サービスである以上、やはり放送方式は同一であることが望ましく、視聴者からもそのようなことが期待されているのではないかと思います。確かに、事業者の選択の自由と、それに基づいたメリットがあることは承知していますが、主役は誰なのかということを考えると、放送サービスの場合は、事業者ではなくやはり視聴者をメインに考えていくことが筋ではないかと思っています。

【構成員】 広告の場合は、規格があらかじめ一定で決まっていて、多くの事業者が参入できる方がメリットになります。また、端末についても非常に安価で、あらゆる端末に普及することが求められます。一方、有料放送は、端末が安価であることは大事ですが、基本的に有料放送として視聴者を取り込む時点で、顧客管理の必要性が生じます。また、コンテンツのダウンロードの際の課金システムの構築の必要性もありますので、現実として無料放送ほどに広く普及させることは難しいと思っています。もし技術方式を統一すると、そのような条件ならば参入しないと言う事業者も出てくる可能性があります。ですから、携帯端末メーカーとマルチメディア放送事業者が自主的に判断できるかどうかということが非常に大事だと思っています。

【構成員】 技術方式が複数ある中で1つを選ぶとしても、それぞれに可能性があって選びにくいですし、また、我が国のI C T分野における競争政策は民間主導を基本にしているので、そう簡単に行政がどれかを選ぶということは難しいと思います。

放送サービスである以上同一の技術方式であることが望ましいというのは分かりますが、色々なアイデアが出てくる可能性を残しておいた上で、ある段階で1つに収斂することもあるだろうという雰囲気が出来上がるのが一番良いのではないかと思います。

【構成員】 モバイルテレビのサービス自体、世界的にもまだ産声を上げたばかりで、規格に関してもI S D B-Tmmのように策定段階のものもあれば、D V B-HやM e d i a F L Oのようにバージョンアップを図っているものもあります。今、1つにすべきであるかどうかについて判断するのは非常に難しいため、免許

等の申請時点において、一体どの技術を担げば、自社のみならず、国民、生活者の利益や産業振興につながるのかを、事業者がリスクを負って経営判断し、選択するのがよいのではないかと思います。

【構成員】 ハード事業者の数が多くても、また技術方式間の競争が激しすぎても色々不都合なことが起こるのではないかと思いますので、1つのハード事業者で1つの方式の方がトータルには良いように思えます。一方で、技術が進展する可能性がある時期に1つに決めてしまいその後の発展を阻害するようなことがあると問題です。

また、地方ブロック向け放送については、かなり周波数の配置が難しいのではないかと考えています。基地局を数多く設置すれば何とかかなりますが、それなりにコストがかかることを考えると、幾つかの周波数を持ちながら1つのハード事業者で1つの技術方式とした方が事業を行いやすくなると思います。しかし、携帯電話端末への参入が開放されて携帯電話が急激に普及した過程を見ると、複数方式間での競争にはそれなりに魅力があって、サービス普及に貢献することになると思います。競争が促進される状況がうまくつくれるのであれば、1つの方式で、1つの事業者でやってしまった方が、大きな市場とコストダウンを狙う上では望ましい選択だと思えます。

【構成員】 2011年に地上テレビジョン放送がデジタル方式に完全移行して、空いた周波数で提供されるサービスが全部有料だとそれはやり過ぎではないかと思えます。

マルチメディア放送における無料の枠の割合についてまで、この懇談会が提示することはできないと思いますが、無料の部分があれば、マルチメディア放送サービスに自分もアクセスしようとする方も増えて、ひいては文化、社会等への貢献の可能性も出てくるのではないかと思います。有料・無料のバランスは難しいところですが、無料の場合、誰もが安価にアクセスできることが重要で、それが議論になっている技術方式の話に関連するのだと思います。技術方式の数については、コストバランスと競争の2つの観点から考える必要がありますが、ブルーレイとHD-DVDにおける競争のように、消費者が不利益を被らないようにする視点は外さないようにしてほしいと思います。例えば、2つの方式があって、ある端末でダウンロードしたコンテンツが、他の方式の端末では再現できなかったり、買い換えた端末では見ることができないといった状況は避けなければいけません。こうした点でメーカーの負担や努力が非常に重要になると思います。

また、世界各国では、技術基準を複数選んでいるところと1つだけ選んでいるところがあり、試行錯誤をしていると思いますが、1つにしている国が多いという全体的な動向を見て考えるのがよいのではないかと思います。

さらに、今、特許の分野においても、パテント・コモンズと言って、基盤技術はなるべく統一する方向にいろいろな技術が進化しております。現在は、欧州、日本、米国間で技術方式が異なっておりますが、消費者の利益を考えると、技術方式が進化するときには統一する方向に標準を動かす努力をすることが非常に重要であり、長期的な視野を持って検討し、決めることが重要だと思えます。

【構成員】 今のご発言について2つあります。まず、もしあるコンテンツを他の方式を採用する端末でも見るようにするとすれば、課金システムの調整や、ファイルの形式等の互換性を確保しなければなりません、このような細部まで我々が統一する必要があるのか疑問です。

2番目に、基本的に、放送サービスは、ほとんど有料か、あるいはすべて無料のどちらかになるという事実があります。有料放送の中に無料放送を相当程度確保するという形態は、過去、ビジネスモデルとしてうまくいっていません。

【構成員】 1点目につきましては、今、欧州で議論になっていますが、iPodのような音楽ダウンロードシステムで音楽を買った場合、他の再生機器で再現できないことが著作権上問題になっておりまして、我が国でも同じ問題が起こる可能性があります。

2点目につきましては、インターネットの場合、有料サイトもちろんありますが、閲覧できるホームページは無料のケースがかなり多いと思いますが、どのように考えればよいのでしょうか。

【構成員】 一斉に送り届ける放送サービスと全員が個別に閲覧するインターネットは全く技術が違います。私が先ほど申し上げたのは放送の話で、ネットの通信型の話ですと、有料・無料が両方成り立つということが実証されておりますが、放送に関しては難しいと思います。

【構成員】 端末を買いたいと思った人、又はこの放送を見たいと思った人が受けられるレベルの価格に落ち着くのであれば、技術方式が1つでも複数でも構わないと思っています。ただ単にコストアップになると言っても、それは人によって感じ方が異なりますが、有料放送になればさらに課金されますので、携帯端末に対してどれだけ払わせるのかという問題もあると思います。

また、有料放送と無料放送のバランスにつきましては、確かに無料だけでやっていくのは現実的でないと思いますので、特に全国向けでは有料放送中心になるかと思っています。ただ、無料放送部分があるのであれば、それは基本的に全国の国民に対していつでも知るべき情報を流すためであると言えますので、それに相応しい端末の値段であるべきだと思っています。有料・無料という以前に、その無料放送をやる意義について考える必要があると思います。

【構成員】 無料放送については、地上波のNHKと民放が最も公共的な役割を担っております。彼らは今、ワンセグ放送を行っておりますが、マルチメディア放送の受信端末はおそらくワンセグも必ず受信できるものになりますので、マルチメディア放送において、改めて公共的な無料放送を行う必要があるのか、また、マルチメディア放送でどのような無料放送があり得るのか問題になるかと思いません。

【構成員】 有料か無料か、1かゼロかという発想ではなく、新しいサービスをつくらうとしているわけですから、放送として流している部分については無料だけれども、その裏で流れているコンテンツを買うときは有料であったり、クイズに

答えて当たった人1万名様は無料としたりする等、色々なアイデアがこれから出てくると思います。ですから、やはり今までの放送とは違うマルチメディア放送であるという前提で考えたほうが良いと思います。

【構成員】 技術方式は1とすべきなのか、仮に複数の技術方式を制度化しても、結局、1つの技術方式でサービスを提供することも、各事業者が異なる技術方式でサービス提供することもあり得ます。この懇談会で、これまでに出された意見や情報のもとで決めるのはなかなか難しいと思います。したがって、今日の段階では、技術方式の在り方については、2つの考え方があると考えざるを得ないと思います。ここで規格について考え方が決まらなくても、また別の場で検討されるということもあると思います。

【構成員】 V-L O Wについては、例えば、A放送を聞いていて、チャンネルを切りかえたらもう聞こえないということになると事業者同士全く得がありません。ですから、事業者に対し、この懇談会から、1つにするよう言ってもいいと思います。

【構成員】 地域ブロックでハードが1つというのは、考え方としてすごくわかりやすくいいと思います。ただ、その組織や出資体系については、バリエーションがあり得ても良いと思います。

【構成員】 放送事業というのは、基本的には都心部、特に上位12県ぐらいが収益を上げており、彼らがそれ以下のところに対して補助しているという構造がありますので、地方ブロックのデジタルラジオも地域によっては赤字経営になる可能性があります。その場合、首都圏のキー局が全国で免許を押さえるために、系列局を補助しながらも全国一斉に手を挙げさせるという運動にならざるを得ないと思います。その際に、ハードのあり方を決め込んでしまいますと地域によっては手を挙げる人がいないということもあり得ますので、全国一律のハード事業者だけではなく、地域ごとにハード事業者を置くという仕組みも可能にするということが重要ではないかと考えます。

【構成員】 放送法秩序の中の「あまねく受信」の意味は、これまで、電波を使う人は、皆その責任の重さを感じなければいけないということだったと思いますが、多チャンネルの時代に、マルチメディア放送というモア・チャンネルに関してまで常時、社会的責任を要求する理由がなかなか理解できません。しかし、それでも、災害や大事件が起こった時などに、特別なツールとして全部の携帯のモードが切り替わって公共的な役割を果たせるようになるのが望ましいと思います。いずれにせよ、放送法秩序において、マルチメディア放送については「あまねく受信」の考え方を少し弾力化する必要があると思います。

【構成員】 映像についてはY o u T u b e等ネットで見ることができますし、ワンセグもありますし、かなり多様化していますが、目の不自由な方や自動車移動をしている方など、どうしても音声に頼らざるを得ない方々もいらっしゃいます。

アイズフリーな音声に関しては、今後とも「あまねく受信」がある程度維持されることが望ましいのではないかと考えております。

【構成員】 ヒアリングの結果、各事業者は今までの放送が果たしてきた役割と同じようなことをやりますとおっしゃいましたので、これはやはり放送であるとはっきり考えるようになりました。複数の方式を認めたとしても、すべての放送方式に対応する端末はあまり出てこなくて、結局、視聴者の困り込みが起こることになると思います。では従来の放送と比較して何が異なるのかという点については、番組や置局等をかなり自由にしている点で大分違った考え方が入っております。

また、色々な事情で現実にはなかなかそうはなっていませんが、通信であれ、放送であれ、標準化というのは本質的には1システム・1スタンダードが原則であるべきだと思います。新しいサービスであるIPTVにつきましても、映像配信の方法には色々ありますが、結局、1つのテレビ端末でどのサービスでも受けられるようにしたいということで標準化の話が出てきたと思っています。ですから、マルチメディア放送に限らず、原理原則としては、1システム・1スタンダードの原則が最も真っ当な話であって、サービス内容で競争することが望ましいと考えます。

【構成員】 例えば、幾つかある技術方式が1つにまとまっていくことは考えられないでしょうか。

【構成員】 具体例が上がっている方式はすべてOFDMですので、基本的に大きな差はないという印象を持っています。

【構成員】 「クアルコムジャパンからの回答について」の質問事項2の「平均ロイヤルティ額」について、端末の平均価格が約2万円（214ドル）として、標準利用率が5%ということは、結局1,000円だという回答があったという理解でよろしいでしょうか。

また、MediaFLOのロイヤルティは、資料2の9ページの各方式のロイヤルティの額と並びのものなのでしょうか。

【構成員】 前回会合のヒアリングの際に、MediaFLOの部分だけ切り売りしているのかと質問しましたが、過去にもそのようなことはなく、バックエンドの部分も全部合わせて5%未満のロイヤルティをもらっているという回答があったと記憶しています。

【構成員】 この懇談会も、そろそろ一定の方向性というものを固めて、報告書をまとめるという段階に来ているわけですが、技術方式及びハード・ソフトの関係につきましても、必ずしも一定の方向に固まったとは言えない状況です。これについては、次回会合においてご議論いただき、何らかの方向性が得られるようにしたいと思います。

しかし、それ以外の論点については一通り議論を終えまして、方向性の確認が

できたと思いますので、事務局へ議論のあった部分を含めた報告書の原案の作成をお願いし、次回会合ではそれに関する議論を行いたいと思います。

6 その他

- 第13回会合は、5月20日（火）17：00から開催の予定。

以上